

津保川漁業協同組合内共第 19 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、津保川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 19 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、うぐい及びあじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣をいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣	1. リールの使用禁止 2. 仕掛け針の本数は 4 本以内、長さはへそ針から 15 cm 以内、浮きは禁止
竿釣	ガリ漁業は禁止
たも網	直径 30 cm 以上は使用禁止

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定める期間
あまご	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
こい ふな うなぎ おいかわ うぐい あじめどじょう	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定める期間

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証販売店に掲示する。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア.区 域	イ.期間	ウ.魚種
小那比川の松本えん堤上流端から 上流150メートルの間の区域	1月1日から 12月31日 まで	全魚種 但し、 あゆは除く
津保川のいさりえん堤上流端から 上流100メートルの間の区域		
津保川の若柳橋上流端から 上流100メートルの間の区域		
津保川の戸丁橋から上流100メートル及び下流100メートルの間の区域	1月1日から 12月31日 まで	全魚種 但し、 あゆは除く
津保川の万代橋下流端から 下流100メートルの間の区域		
津保川の肥田瀬えん堤上流端から上流100メートルの地		

点から上流 100 メートルの区域		
津保川支流小笹谷川の本川及び支派川全域		

(竿釣専用区)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず次表ア欄の区域においてはイ欄の期間中は、ウ欄以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア.区 域	イ.期 間	ウ.漁具・漁法
上流加茂郡富加町大平賀 字薬師前 1249-1 地先 下流加茂郡富加町大平賀 字薬師前 1295-1 地先	5月11日以降で組合が 定めて公示する日から 9月30日まで	竿釣
関市神野大保木橋上流 150mから大保木橋下 流 180mまで		
加茂郡富加町地内津保川鮎見橋から下流志津 野川と津保川の合流地位点まで		
関市中之保地内 若栗橋から下流 390mの蓮が瀬まで		

(全長の制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20 センチメートル
ふな	6 センチメートル
うぐい	10 センチメートル
あまご	15 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	2,500円	8,000円	2,500円
あまご こい うなぎ おいかわ ふな うぐい あじめどじょう	手釣・竿釣 たも網	800円	2,000円	800円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。

ただし、小学生以下を除き、減免を受けようとする者は、これを証する手帳、書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	中学生以下	無料	無料	
	心身障がい者 (身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者)	1,200円	5,500円	1,200円
	75歳以上の者、 女性			
あまご こい うなぎ おいかわ ふな うぐい あじめどじょう	中学生以下	無料	無料	
	心身障がい者 (身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者)	300円	1,000円	300円
	75歳以上の者、 女性			

- 3 遊漁料は、組合事務所、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁については、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、「遊漁証取扱所」の標札を掲げる者とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 遊漁区域
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である

ことを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。